

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：インド国ウッタラカンド州上下水道整備にかか
る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】
(QCBS)

調達管理番号：22a00856

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第3章4.（1）「上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月1日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国ウッタラカンド州上下水道整備にかかる情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4) 契約履行期間(予定)：2023年4月～2024年3月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Hattori.Kazuki@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
南アジア部南アジア第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月7日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年2月14日12時
3	質問への回答 2月8日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年2月13日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年2月17日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年2月24日12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年3月10日10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記 4. (3) 日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022 年 6 月 1 日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

- ① 本見積書と別見積書、及び別提案書 (第3章4. (1)に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書
[例: 20a00123_○○株式会社_見積書]
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123_○○株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (1)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(1)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%

当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(1)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.(3)日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インド国ウッタラカンド州上下水道整備にかかる情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

インドでは上水道や井戸等により自宅敷地内で飲料水にアクセスできる世帯は都市部で約91%（2011年、Economic Survey）と1991年の約81.4%から給水状況は向上しているものの、人口増加や経済発展等に伴う水需要量も増加しており、継続的な水源開発及び上水道整備が求められている。上水道の運営・維持管理については、技術的な課題のみならず、高い無収水率、料金徴収率の低迷等財務的な課題を抱えており、維持管理財源の不足による施設の劣化が進んでいる地域もある。また、インド全土における下水排出量は2020年時点で72,368百万リットル/日となっているが、下水処理場の設備容量は31,841百万リットル/日（43.9%）、処理量は20,235百万リットル/日（約27.9%）となっている。さらに下水道接続や基礎的な汚水処理設備（浄化槽、浄化槽付きトイレ、改良型換気式トイレ等）を有する世帯は約25%（2020、UNICEF）に留まっており、衛生的な汚水処理施設を含めた下水道整備の需要は高い。

インド政府は各世帯への上下水道アクセス等の社会サービスの提供及び施設整備による貧困者や障害者を含めたすべての人の生活向上を目的として、住宅都市省主導のもと、2015年に「Atal Mission for Rejuvenation and Urban Transformation（AMRUT）」を宣言し、同宣言のもと人口10万人以上のすべての都市（2011年国勢調査）等を対象に、給水・浄水設備の改善、水源の回復・活性化、遠隔地等における飲料水の供給、既存の下水道システムや浄水システムの増強・更新、水の再利用など、上下水道セクターに係る事業を中心として既に4,500件以上のプロジェクトを実施している。更に同省はAMRUTの後継政策であるAMRUT 2.0を策定し（2021年）、国内500都市での上下水道の普及率100%達成に向けた取り組みを進めている。また、インド政府は水資源に関する部局を一元化した水省（Ministry of Jal Shakti）を2019年に新設し、同省の主導のもと2024年までに地方部における全世帯での管路給水実現を目標とする「Jal Jeevan Mission」（以下「JJM」）、及び2024年までに都市部の全世帯で管路給水実現を目標とする「Jal Jeevan

Mission (Urban)」の実施をしており、インド全土における上水道普及率 100%の実現を急ピッチで進めている。

インド北部に位置し、中国、ネパールと国境を接し、ヒンドゥー教の巡礼地として知られるウッタラカンド州は、人口は約 1,008 万人（2011 年国勢調査）、面積は約 53,483km²（九州と四国の面積合計と同規模）、その約 86%（46,035km²）がヒマラヤ山脈から続く急峻な山岳地帯となっている。同州はヒマラヤ山脈の雪解け水を源流とするガンジス川を始め、主要な河川の水源地を擁し、下流域に存在するインド各州の水がめとして重要な役割を果たしている。他方で、同州を含むヒマラヤ山脈周辺地域は、モンスーン期に降雨が集中する一方、その他の期間は年間を通して乾燥しており、表流水を用いた通年での十分な農業用水・飲料水の確保が困難な地域である。同州では表流水に加えて、地下水を活用した上水道整備が進められているが、同州の多くを占める山岳地帯・遠隔地域の農村部では年間を通して十分な飲料水を得られない世帯数が 18.4%と、州内都市部（3.0%）やインド平均（都市部 9.1%、農村部 12.4%）と比して高い。加えて、同州に所在する 100 地域のうち、50 地域では全世帯の 50%以上が未だ戸別接続がなされていないなど、上水道整備が遅れている。また、下水については、同州には 24 か所の下水処理場があるものの、州全体の汚水のうち適切に処理されているのは約 32%、都市部における汚水排出量約 350 百万リットル/日（2016/2017 年度）に対し、下水処理場の処理能力は約 50%に留まっている（2019 年、Niti Aayog）。同州における未処理の排水のほとんどが同州内の河川に流れ込んでいるという報道もあり（2020、The Times of India）、同州における下水処理設備の早急な整備は同州のみならず、下流に位置する各州への影響も大きく、早急に対処すべき課題となっている。

このような状況のもと、同州政府は、AMRUT2.0 や JJM 等のインド政府の補助金スキームの活用や、世界銀行（以下「世銀」）、アジア開発銀行（以下「ADB」）、ドイツ復興金融公庫（以下「KfW」）等の他ドナーの支援のもと、上下水道整備を急速に進めている。また、「ウッタラカンドビジョン 2030」を策定し、2030 年までにすべての住民への安全な飲料水の提供、野外排泄の撲滅を含む衛生環境向上、汚水処理率の 70%までの向上、廃棄物管理の徹底による河川、湖等の保全及び効率的な水使用による水資源管理等を達成すべく、都市部及び農村部における上下水道の整備・改善等を推進しているものの、同州の農村部における上下水道の整備状況は未だ不十分であり、同州からは水と衛生へのアクセス改善に資する山岳地帯・遠隔地域における上下水道整備事業の形成に高い期待が寄せている。

第 3 条 調査の目的と範囲

（1）調査の目的

本調査では重点 38 地域の DPR のレビューを行い、各地域で適切な上下水道システム・技術について技術的妥当性を検証し、円借款の新規事業形成に向けた参考とするべく、情報・課題の整理を行う。

（2）調査の範囲

コンサルタントは、上記「第 3 条（1）調査の目的」を達成するために、「第 4 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 5 条 調査の内容」に示す事項の

調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 対象地域

ウッタラカンド州全土、ただしウッタラカンド水道公社が事業計画報告書（Detailed Project Report、以下「DPR」）を策定している重点38地域を中心とする。

2. 相手国対象機関

ウッタラカンド水道公社（Uttarakhand Pey Jal Nigam、以下「UKPJN」）

3. ヒアリング対象候補組織

- ・ UKPJN、ウッタラカンド水道管理協会（Uttarakhand Jal Sansthan、以下「UJS」）、及びウッタラカンド州政府の関係機関
- ・ ウッタラカンド州で上下水道事業を支援する他ドナー（世銀、ADB、KfW 等）
- ・ ウッタラカンド州で上水道サービス提供にかかる民間団体、NGO 等
- ・ インド及び世界の山岳地帯・遠隔地域で優位性・適性の高い上下水道整備技術を持つインド企業及び日本企業
- ・ インド及び世界で上下水道整備及び運営・維持管理等のイノベーション・DXに取り組むインド企業及び日本企業

4. 調査方針

（1）山岳地帯・遠隔地域における上下水道整備に係る適正技術の検討

ウッタラカンド州は山岳地帯・遠隔地域に数万～数十万程度の人口の都市が点在していることから、地理的特性を踏まえた適正な上下水道システム・技術の検討・採用が重要である。同州特有の課題や特徴を整理の上、同州で現在活用されている技術や上下水道システムの情報収集・分析を行い、円借款の新規事業形成に向けた参考とする。なお、システム・技術の提案にあたっては現地技術に加えて、本邦及び世界の事例等の調査を行う。この調査方針・方法等についてプロポーザルで提案すること。

（2）山岳地帯・遠隔地域における事業実施体制及び調達・施工計画の検討

UKPJN、UJS をはじめとする関係機関の役割分担等を踏まえた事業実施体制の検討を行うこと。また、調達・施工計画についても、現地エンジニアやコントラクターの技術レベル等を踏まえ検討を行うこと。

（3）重点38地域の事業計画のレビュー及びその優先順位付け

UKPJN は上水整備の遅れている重点38地域の調査を2019年に実施し、DPRを策定している。DPRでは上水システムとして、①表流水を水源とした重力配水（9地域）、②井戸水を水源とするポンプ給水（9地域）、③表流水を水源とするポンプ給水（20地域）の3つのシステムが地理的特性や人口規模を鑑み、各地域でそれぞれ提案されている。本調査では以下の項目を中心²に DPR のレビューを行い、各地域で適切な上下水道システム・技術について技術的妥当性を検証し、円借款の新規事業形成に向けた参考とするべく、情報・課題の整理を行う。本調査ではこの38地域の優先順位を設定する

² 評価項目につき、より適切なものが提案される場合はプロポーザルに明記すること。

予定であり、必要性、緊急性、インパクト、及び地理的なアクセス等を評価項目として想定しているが、調査結果を踏まえ適切な評価項目を本調査の中で検討すること。

－評価項目案－

- ・ ウッタラカンド州の開発計画及びその中における当該 38 地域の位置づけ（水需要、現在の水供給量等含む）
- ・ 上下水道の整備状況・稼働状況、将来の整備計画（他ドナーの計画を含む）
- ・ 現在の給水状況（給水時間、給水量、水質等）
- ・ 現在の水資源利用状況（給水、農業・灌漑、工業等）
- ・ 水源（水資源賦存量、水利権、水質状況の確認含む）
- ・ UKPJN の財務状況
- ・ 既存上下水道施設の管理運営団体の運営維持管理能力
- ・ 環境社会配慮関連事項（土地取得の必要性、移転住民等含む）
- ・ 州都及び州外から当該地域へのアクセス状況・治安状況
- ・ ウッタラカンド州政府、地域自治体、UKPJN の上下水道施設整備の優先度
- ・ 上記以外の上下水道施設の建設や取水に係るリスク

（４）類似地域・事例からの経験・教訓の活用

ウッタラカンド州は「ウッタラカンドビジョン 2030」等の州政府方針に則り、地域内で精力的に同州内の給水状況の改善を推進している。これらの改善事業及び同様の地形を擁するインド国内の他州における上水道整備事業の事例等を踏まえ、DPR のレビュー、運営・維持管理の検討を行うこと。あわせて、今後の円借款事業形成の検討にあたり、ウッタラカンド州、特に UKPJN が実施すべき追加的な調査や対応すべきアクションを検討・整理する。

（５）他援助機関の既往事業の知見の活用

ウッタラカンド州において、上下水道配管整備、設備保全管理システム（CMMS）等を活用した DX 化、無収水対策等を含む給水サービスモデル改善、人材育成等に取り組んでいる世銀、ADB 等の他の援助機関の事業内容や事業実施状況の課題・教訓を整理する。

特に世銀については、ウッタラカンドにおいて成果連動型融資を進めており、その事例について調査を行い、円借款の新規事業形成の参考にするべく、活用可能性について提言を行う。

（６）イノベーション及び DX の積極検討

同州における他援助機関の事業監理手法、特にデジタル技術・デジタルトランスフォーメーション（DX）活用状況等を整理する。また、小規模分散型の上水システムの整備が進んでいることを踏まえ山岳地帯・遠隔地域での水アクセス向上に係る適正技術、イノベーション・DX の活用可能性積極的な検討を行う。

なお、JICAにおけるDXとは、「国内外の多様な連携パートナーと共創し、開発途上国・地域のデジタル化推進とDX推進による社会課題解決促進を通じて、開発途上国で、持続可能性と強靭性を備え、人々の安全と安心を確保するとともに一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会の実現」と整理しており、これを踏まえた検討を行うこと。

(7) ジェンダー主流化及び気候変動対策

ウッタラカンド州では上水道整備の遅れにより女性や子供が地域内の水源から水を運ぶ役割を担っており、同役割を担う女性・子供の平均60%が0.5km、10%が4kmの距離を移動して毎日水を運んでいる（ENVIS、2017）。1日1回以上の徒歩での長距離移動による水汲みは身体的負担及び安全性の観点から女性や子供を危険にさらし、また収入獲得や学業従事の時間を奪うことから、世界的にも大きな課題とされている。

また、2007年から2009年の2年間にウッタラカンド州の13県のうち10県で干ばつが発生しており、さらに冬季の雨不足のために同州全体で森林火災が発生する等、気候変動による影響は甚大化している。同州では2016年及び2021年にも一部の県で地下水の枯渇や降雨不足により干ばつや、干ばつに準ずる状況が発生している他、2013年には同州において記録的な大洪水が発生し、約6,000人の死者が出る等同状況の改善は喫緊の課題であるといえる。さらに、飲料水の水源として90%を湧水に依存している同州においては、道路建設や燃料調達のための継続的な森林破壊により泉、小川、池等の500か所の水源で取水量が50%以上減っていることが分かっている。（UNDP、2018）

上記を踏まえ、ジェンダー主流化方策及び持続的な水資源管理方策の検討を行うこと。

第5条 調査の内容

(1) 本調査の内容

本調査はウッタラカンド州においてUKPJNが重点地域と位置付ける38地域のDPRのレビューを中心に、同州における上下水道セクターに係る情報の収集・分析を行い、セクターローン³を念頭に置いた新規円借款事業の形成の参考となる情報を整理の上、協力事業案の提案を行う。加えて、同州に代表される山岳地帯・遠隔地域において適正な上下水道システム・技術や効率的な事業実施・モニタリングメカニズムに関する提言をとりまとめる。

(2) 調査項目

① ウッタラカンド州及び対象38地域における情報の収集

- ・ 面積、地形、気象、人口動態、民族構成、経済指標（GSDPやGNI等）、所得水準、生計手段、雇用、教育や保健医療等の社会サービスの現状、人材、州都及び州外からの対象地域へのアクセス・治安状況等の一般的な基礎情報
- ・ 同州の開発計画及びその中における当該38地域の位置づけ

³ JICAではセクターローンを複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用への融資と定義している。

- ・ 現在の対象地域の人口予測、水需要予測の妥当性の確認
 - ・ 対象地域の自然条件、社会経済状況、上下水道や通信等のインフラ整備状況の概略
 - ・ 同州における気候変動の影響（これまでの気候変動による被害、今後想定する影響、政府の対策・方針等）
 - ・ ジェンダー主流化の視点からの同州の現状（就業率、収入、安全な水へのアクセス、取水にかかる役割分担等）
- ② 同州及び対象 38 地域における上水道セクター開発の現状・課題及び他ドナーが実施・計画しているプロジェクトについての情報収集・分析・整理
- ・ 上水道サービス提供にかかる関係者（州政府組織、民間団体等）の洗い出し及び業務内容の整理
 - ・ UKPJM の組織体制、人員構成、人事制度（人材育成含む）職員の能力・技術水準、経営・事業計画、財務状況等
 - ・ UKPJM の給水サービスの現状（水需要及び供給量、水源及び取水量、配水網と配水区域、給水時間、水道料金設定及び徴収状況、メーター設置状況、顧客サービス、無収水対策等）
 - ・ UKPJM の給水サービス顧客の現状（主な水利用目的（生活用水、農業・灌漑、工業等）、他給水サービスや他水源の利用状況、水取得にかかる年間平均費用等）
 - ・ 対象地域の既存上水道施設の洗い出し、各施設の運営団体の整理及び財務・経営、維持管理状況の分析
 - ・ 水源の状況（取水可能量の検討、土地の法的な所有者や管理状況、水源水質（水質調査の実施含む）、州水域の保全状況等）
 - ・ 他ドナー及びインド政府、国内機関、国際機関、民間企業の支援事例収集及び分析
 - ・ UKPJM のコロナの影響と対応の取り組み
 - ・ UKPJM の地域内連携にかかる取り組み
 - ・ UKPJM の無収水の対策（無収水発生状況、主な原因、実施中の対策等）
 - ・ 同国、本邦及び第三国における山岳地帯・遠隔地域上水道整備に適正な技術
 - ・ 同国、本邦及び第三国における上水道整備、維持管理等にかかる最新技術（イノベーション・DX）の活用可能性
- ③ ウッタラカンド州全体における下水道セクター開発の現状・課題及び他ドナーが実施・計画しているプロジェクトについての情報収集・分析・整理
- ・ 下水道サービス提供にかかる関係者（州政府組織、民間団体等）の洗い出し及び業務内容の整理、上水道サービス提供団体との役割分担状況の確認
 - ・ 下水道サービスの現状（下水排出量、下水処理場のキャパシティ、下水処理場稼働可能時間、下水道管の配管網、未処理下水の排出先、料金設定及び徴収状況、顧客サービス等）

- ・ 既存下水道施設の現状及び各施設の運営団体の整理及び財務・経営、維持管理状況
- ・ 他ドナー及びインド政府、国内機関、国際機関、民間企業の活動状況
- ④ 同国、本邦及び第三国における山岳地帯・遠隔地域の上下水道整備及び運営維持管理等に係る技術・手法等の検討・整理（イノベーション・DXの活用可能性含む）
- ⑤ 対象 38 地域における既存事業計画のレビュー及び留意事項の整理

第 4 条 4. 調査方針（1）及び（3）を踏まえ、技術面（需要予測含む）、財務面（事業費概算・財務分析含む）、組織・人材面に係るレビューを実施する。

さらに、インドを中心とした既往上下水道事業の教訓を踏まえ、新規円借款事業の形成にあたっての留意事項を整理する。留意事項の整理においては特に以下の点を精査する。

- ・ 水源調査（新規水源開発の必要性、水源の持続性（州水域の保全計画含む）、水利権・許認可の取得状況等）
- ・ 用地取得・環境社会配慮手続きの要否
- ・ 財務的持続性（水道料金徴収体制、運営維持管理費の財源、補助金の有無等）
- ・ 新規円借款事業の形成にあたっての既存施設の改修・拡張の必要性
- ・ 運営維持管理体制・人材育成計画（人員体制・雇用計画、人材育成・研修計画、無収水対策、啓発活動等）
- ・ 個別接続に係る責任分担（工事費及び維持管理費の費用分担及び実施主体等）
- ⑥ 上記①～⑤を踏まえた、同州における上下水道セクターに係る情報の収集・分析を行い、セクターローンを念頭に置いた新規円借款事業の形成の参考となる情報を整理の上、協力事業案を提案すること。提案にあたっては以下の点は必ず含めること。
 - ・ 同州における上下水道事業の優先順位付けのための評価フレームワーク/クライテリア（必要性、緊急性、インパクト、及び地理的なアクセスのし易さ等）
 - ・ 重点 38 地域の上下水道事業の優先順位リスト（上記で設定した評価フレームワーク/クライテリアによる評価を含めること。リスト作成にあたっては上水道と下水道に分けたリストとして作成すること。）
 - ・ 上記の優先順位リストを基にしたショートリスト（最優先事業）及びロングリスト（優先事業）の作成

（3）調査フロー

本調査の実施フローは以下のとおり。なお、国内業務及び現地業務の時期は目安とする。また、本調査対象地域は山岳地帯・遠隔地域であることから州内での

移動に相当程度の時間がかかることを考慮し、調査においては再委託先として現地コンサルタント等の積極的な活用を推奨する。⁴

- ① 事前準備（国内作業）：インセプション・レポートの作成（2023年4月）
- ② 第1次国内調査：キックオフミーティング、デスク調査、関係機関へのオンラインヒアリング実施（2023年5月）
- ③ 第1次現地調査：調査団及び再委託先による現地踏査及びインテリム・レポートの作成（2023年5月～6月）
- ④ 第2次国内調査：調査結果整理・分析・評価及びドラフト・ファイナル・レポートの作成（2023年7月）
- ⑤ 第2次現地調査：調査団及び再委託先による現地踏査及びドラフト・ファイナル・レポートの説明（2023年8月）
- ⑥ 最終国内作業：現地調査の結果を基に調査結果のとりまとめ及びオンラインでの実施機関との協議を重ねたうえで、発注者とも協議の上ファイナル・レポートを完成させる。（2023年9月～2024年1月下旬）

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はインテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2023年4月28日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

2) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2023年6月1日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2023年7月31日

部数：和文3部（簡易製本）、英語3部（簡易製本）

4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2024年1月31日

部数：和文4部、英文5部、CD-R4部（日本語2部、英語2部）

⁴ 本調査内容に照らしてより適切な調査フローがある場合はプロポーザルに明記すること。

注1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：電子データのみ（日本語）

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。

提出時期：報告の都度、及び、F/R提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ドラフト・ファイナル・レポートについては簡易製本、ファイナル・レポートについては製本したものを提出すること。それ以外の報告書については原則として電子データのみを作成することとする。なお、各種報告書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の印刷仕様・電子仕様を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	重点38地域の事業計画のレビュー及びその優先順位付けにおける評価項目	第4条 実施方針及び留意事項 4. 調査方針 (3) 重点38地域の事業計画のレビュー及びその優先順位付け
2	調査内容に照らしたより適切な調査フロー	第5条 調査の内容 (3) 調査フロー

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：上下水道整備事業にかかる各種調査/設計業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢ 業務主任者/上水道・送配水計画（山岳地帯・遠隔地域）(2号)

➢ 水源計画/取水施設計画（表流水・地下水）(3号)

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.10 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／上水道・送配水計画（山岳地帯・遠隔地域）】

- ① 類似業務経験の分野：上水道・送配水計画にかかる各種業務
 - ② 対象国及び類似地域：インド国及びそのほか途上国地域（山岳地帯・遠隔地域における業務経験があればなお良い）
 - ③ 語学能力：英語
- 【業務従事者：水源計画/取水施設計画（表流水・地下水）】
- ① 類似業務経験の分野：水源計画/取水施設計画にかかる各種業務
 - ② 対象国及び類似地域：インド国及びそのほか途上国地域（山岳地帯・遠隔地域における業務経験があればなお良い）
 - ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本調査は 2023 年 4 月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを 2024 年 1 月下旬に提出する。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

時期 項目	2023 年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024 年 1月	2月	3月
事前準備 （国内作業）													
第1次国内調査													
第1次現地調査													
第2次国内調査													
第2次現地調査													
最終国内作業													
報告書 提出			△ IC/R	△ IT/R		△ DF/R						△ F/R	

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 12.30 人月（現地：5.20 人月、国内：7.10 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/上水道・送配水計画（山岳地帯・遠隔地域）（2号）
- ② 水源計画/取水施設計画（表流水・地下水）（3号）
- ③ 浄水プロセス・機械設備
- ④ 電気設備及びデジタル技術・DX

- ⑤ 下水道・衛生計画（山岳地帯・遠隔地域）
- ⑥ 事業運営・施設維持管理
- ⑦ 財務分析/積算
- ⑧ 組織・人材育成

3) 渡航回数を目途

全 10 回（業務主任者/上水道・送配水計画及び水源計画/取水施設計画は各 2 回、その他団員は各 1 回を想定）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。（本見積に含めること）

- 対象 38 地域における現地踏査業務（例：既存施設の水供給量、配水網と配水区域の、給水時間、水道料金設定及び徴収状況、メーター設置状況、取水可能量、土地の法的な所有者や管理状況、水源水質（水質調査の実施含む）、州水域の保全状況の確認等）
- 上記に加え、山岳地帯・遠隔地域の多い地理的特性、COVID-19 の状況や、業務内容及び業務工程を考慮した上で、現地再委託や現地傭人の配置が効率的と判断される業務や、より適切な要員計画がある場合はプロポーザルにて提案することを認める。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 対象 38 地域の地図
- UKPJNI が策定済みの 31 地域の DPR

2) 公開資料

- UKPJNI による公開資料ウェブサイト：[Home: Pey Jal Nigam Uttarakhand , Government Of Uttarakhand, India \(uk.gov.in\)](http://Home: Pey Jal Nigam Uttarakhand , Government Of Uttarakhand, India (uk.gov.in))
- ウッタラカンド州政府公開資料ウェブサイト：[Home: Uttarakhand Government Portal, India \(uk.gov.in\)](http://Home: Uttarakhand Government Portal, India (uk.gov.in))
- ウッタラカンドビジョン 2030：[Uttarakhand Vision 2030-Compress.pdf \(uk.gov.in\)](http://Uttarakhand Vision 2030-Compress.pdf (uk.gov.in))
- ウッタラカンド州経済調査：[Economic Survey 2016-17.pdf \(uk.gov.in\)](http://Economic Survey 2016-17.pdf (uk.gov.in))

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

必要なアポイントメントの取付は、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、本調査実施にあたり、発注者から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するなど、円滑な調査実施のための支援を行う。

（6）安全管理

1) 治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

- (ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に発注者に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに発注者に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。
- (イ) 上記（ア）と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は発注者の指示に従うこと。
- (ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。
- (エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- (オ) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 2 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。
- (カ) 本事業の対象となるウッタラカンド州については、一部地域において入域に際してインド政府への事前許可（基本的に渡航の 1 か月前までに申請）が必要となるため、渡航の際にはインド政府内務省のウェブサイトを確認し、必要な手続きをとること。各種安全対策措置については、契約締結後、発注者が提供する「JICA 安全対策措置」で確認すること。また、当該地域への派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。
- (キ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

2) 行動規制

- (ア)活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。
- (イ)移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。
- (ウ)必要に応じ、JICA インド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。(警護手配に係る費用は発注者が負担する)
- (エ)都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。

3) 通信手段

- (ア)各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。
- (イ)事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、事務所に報告する。

4) 安全な宿舎の手配

在インド日本大使館や JICA インド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

5) インド地図の扱い

複数国が領有権を主張するカシミール地域及びアルナーチャル・プラデシュ地域(以下、「AP 地域」)を含む地図の取扱いには細心の注意を払い、報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。また、MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。なお、以下の方針は国際情勢の変化等に鑑み、変更の可能性がある。

- A) 国連地図⁵を複製使用する。ただし、使用の際に、地図から国連の名前及び地図に付与されている参照番号を削除し、そのうえで、「本地図は国連作成地図を加工した。」または“This map is developed based on UN map”等と付し、国連の地図を加工していることを明確にする(国連の名前及び地図に付与される参照番号を削除せず使用する場合は、国連の使用許諾を得る必要があるため。詳細は国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン⁶を参照)。
- B) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール地域及び AP 地域)については、配色等でどの国の領土であるかを示さない(上記 A)の国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により、議論のある地域を覆う工夫を加える。
- C) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線で表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール地域及び AP 地域)については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。

⁵ [Geospatial, location data for a better world | \(un.org\)](https://www.un.org/locations/geospatial/)

⁶ [Public | Geospatial, location data for a better world \(un.org\)](https://www.un.org/locations/geospatial/)

上記 A～C に記載の地図を使用する場合には、以下の免責条項を記載する。地図の出典も合わせて記載する。なお、パワーポイント等においても免責条項を省略せず明記する。

【免責条項】免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the borderline of any country or territory or its demarcation, or the geographic names.

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

70,434,000 円（税抜）

また、上記の金額は、下記 (2) 別見積としている項目を含みません。
なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積もりについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(4) 旅費（航空賃）について

参考まで、発注者の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒デリー⇒東京（JAL/ANA/エア・インディア）

東京⇒バンコク⇒デリー⇒バンコク⇒東京（JAL/ANA/タイ航空）

(5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。

競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(6) 外貨交換レートについて

(ア) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／上水道・送配水計画（山岳地帯・遠隔地域）</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水源計画/取水施設計画（表流水・地下水）</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	